

また、電子申告（e-Tax）は所得税だけだと思っていないですか？「消費税」や「源泉所得税」等の申告もできます。ブルーリターンAからは「所得税」と「消費税」の申告がe-Taxで出来ます。「源泉所得税」は、国税庁からダウンロードして利用するソフト「e-Taxソフト」から申告することが出来ます。この他にも、第三者発行証明書の添付省略など、電子申告（e-Tax）にはさまざまな利点や特典があります。興味がある方は、青色申告会事務局にご相談下さい。

税務署からのお知らせ

《 e-Tax（国税電子申告・納税システム）のご利用を！ 》

- ◆自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用して、e-Taxで送信することができます。
- ◆平成21年1月19日（月）午前8時30分から平成21年3月16日（月）までは、24時間送信可能です（メンテナンス等で休止する場合があります。）。
- ◆今年、システム変更が行われ、昨年よりも「確定申告書等作成コーナー」からの事前準備（初期設定）がスムーズにできるようになっております。

平成20年分の所得税・消費税・贈与税の申告は、是非、e-Taxをご利用ください！



税務署に
出かけなくても、
イータックス。



税務職員を装った不審な電話 「振り込め詐欺」にご注意ください。

税務職員を装い、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ、振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害が発生しています。税務職員が納税者の皆様に電話でお問い合わせする場合は、提出していただいた申請書等を基にその内容をご本人に確認することを原則としております。また、税務署や国税局では、

1. 還付金受取のために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めることはありません。
 2. 国税の納税のために金融機関の口座を指定して、振込みを求めることはありません。
- ので、ご注意ください。ご不審な点があるときは、所轄の税務署までお問い合わせください。



e-Taxで確定申告する場合の注意点

- ① 平成19年分をe-Taxで申告し、5,000円の税額控除をうけた場合は、平成20年度は受けられません。
- ② e-Taxで申告した場合は、次の年から、決算書、確定申告書は送られてきません。
(青色申告会には、確定申告書・決算書はご用意しております。必要な場合はお渡しできます。ご安心ください。)

事務局からのお願い

- ① ブルーリターンAを利用してe-Taxで申告するには、利用者ID、ログインID、パスワードが記載された、ユーザーライセンス証書が必要です。事務局で発行しますので、ご希望される方はご連絡ください。
- ② 2月2日～3月6日に関してはブルーリターンAの指導は予約制になっております。予約をとられないで、来局された場合、予約された方を優先で行いますので、お早めの予約をお待ちしております。（予約できる会場は事務局のみです。出張会場でのブルーリターンAの指導については場合によっては、お断りする場合がございます。皆様のご理解とご協力をお願いします。）

**ブルーリターンAを利用して、e-Taxで申告してみませんか？
会員斡旋価格28,350円(3年間バージョンアップ代込) 大絶賛好評販売中!**

お問い合わせは 社団法人 大和青色申告会
〒242-0028 大和市桜森2-3-9 クリオ相模大塚 壺番館1F
TEL 046-262-5111 FAX 046-262-5113
Eメールアドレス yamatoao@neo.familie.ne.jp